平成２５年（フ）第７８号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本460番地の12
中戸川アパート206号
債務者　籔内　正義
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１８号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高木字桜木568番地南４号
債務者　山本　昭三
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１５５１号
京都市中京区聚楽廻松下町４番地３　マンション聚楽102、前住所京都市上京区日暮通下長者町下る秤口町158番地　葛城マンション401号
債務者　橋本輝皿郎
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５２号
京都市中京区聚楽廻松下町４番地３　マンション聚楽102、前住所京都市上京区日暮通下長者町下る秤口町158番地　葛城マンション401号
債務者　橋本万寿美
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５３号
京都市中京区聚楽廻松下町４番地３　マンション聚楽102、前住所京都市上京区日暮通下長者町下る秤口町158番地　葛城マンション401号
債務者　橋本　悟
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第２９号
京都市伏見区深草柴田屋敷町23番地107
キャニオンビュー柴田屋敷102号、前住所大阪市北区天神橋４丁目３番17―2301号
債務者　瀬戸とし子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６２号
京都府向日市寺戸町二枚田１番地の１　平和荘１Ｆ－１号室
債務者　山田　和哉
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７４号
京都府木津川市木津八ヶ坪５番地30
債務者　エムケイワークスこと　村山　眞澄
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８４号
京都府京田辺市薪長尾谷18番地23、前住所京都府京田辺市田辺稲葉36番地の４
債務者　ココストアまるやす店こと　國田　滋
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４７号
京都府久世郡久御山町佐山北代28番地２
シャトーペガサス302号
債務者　原田　浩美
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第２号
兵庫県加東市上中１丁目106番地　メルヴェール103号
債務者　谷口　喜一
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２５年（フ）第１３号
香川県高松市木太町2915番地３　レオパレスリリアンス111号室
債務者　池田　卓雄
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１５号
香川県高松市太田上町338番地　グランドステイツ太田６―Ａ号
債務者　古別府　郁
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１６号
香川県高松市太田上町338番地　グランドステイツ太田６―Ａ号
債務者　古別府博子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第３３号
香川県高松市上天神町565番地２　市営住宅上天神町団地78号
債務者　藤井多美子
1　決定年月日時　平成25年２月19日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１号
秋田県能代市南元町４番57号
債務者　飯塚　岸子
1　決定年月日時　平成25年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月18日まで
秋田地方裁判所能代支部